亀山市規則第21号

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改 正する規則

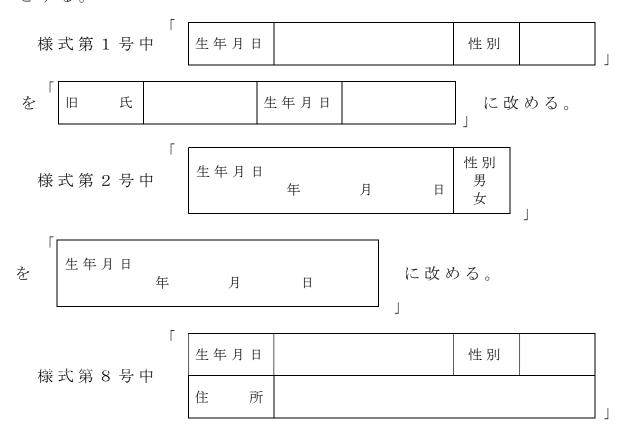
亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成17年亀山市規則第78号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「契印が」の次に「あるもの若しくは特殊加工されているもので」を加える。

第4条中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第5条中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

第6条第8号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第9号中「第13条」を「第14条」に改め、同条第10号を削り、同条第11号中「第15条第2項」を「第16条第2項」に、「様式第11号」を「様式第10号」に改め、同号を同条第10号とする。



Γ	旧	氏	生年月日
を	住	所	
	備	考	

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年11月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。